

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画

小学校（中学校）学習指導要領第1章総則（第4の2の（1）のエ）

エ 障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対する二つの計画の作成と活用について明記され、全員について作成することとなりました。

また、通常の学級においては障害のある児童生徒などが在籍しています。このため、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとなりました。

ア 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画とは、「学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要」であるとの視点に立ち、「家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画」（文部科学省、2018のことです。作成に当たっては、保護者の参画が求められており、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成することが必要です。また、合理的配慮の内容についても明記し、個別の指導計画にも活用されることが望ましいとされています。

合理的配慮とは

障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。障害のある児童生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。学校設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
(平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会) 参照

合理的配慮についての実践事例については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）を参照してください。<http://inclusive.nise.go.jp/>

個別の教育支援計画の活用に当たっての留意点は、以下のようなものが示されています。

- 就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定する。
- 進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝える。
- 就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かす。
- 多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の取扱いと保護に十分留意する。

「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」参照

切れ目ない支援のために

奈良県においては、高等学校の入学予定者のうち、学校生活において特に配慮を要する生徒について、入学前に知らせることが適当であると中学校長が判断する情報があれば報告し、後日、学校間で情報共有を行い、保護者の同意を得られる場合は、個別の教育支援計画や個別の指導計画の写しを添付することも可能であると通知を行っています。



「令和2年度奈良県公立高等学校及び県立高等養護学校の入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断等の提出について（通知）」（令和2年1月 教学第1241号）参照

イ 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用について

これらの計画は作成することが目的ではありません。あくまで児童等の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、実践、評価、改善を繰り返し、活用することが重要です。

個別の指導計画に基づく指導は計画－実践－評価－改善のサイクルが大切です。



- 児童生徒の実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出する。
- これまでの学習の状況や将来の可能性を見通しながら、指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導目標（ねらい）を設定する。
- 具体的な指導内容を検討して計画を作成する。
- 作成された個別の指導計画に基づいた実践の過程においては、常に児童生徒の学習状況を評価し指導の改善を図る。
- 評価を踏まえて見直された計画により、児童生徒にとってより適切な指導が展開される（評価を通して指導の改善）。



「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参照